

公共事業再評価調書 (3回目再評価)

所管課： 道路管理課

| | | | | |
|----------------|--|--------------|----------------|-----------------------|
| 1 事業概要 | 事業名：村道一周線道路改築事業(県代行事業) | | 前再々評価年度：平成17年度 | |
| | 事業種別：道路改築事業 | 事業主体：沖縄県 | | (H4~H21) |
| | 事業箇所：粟国村 | 根拠法令：道路法 | | 事業期間：H4~H24 |
| | (1,640) | 費用内訳：補助 9/10 | | (L=9.6km、W=7.0m、9.5m) |
| (整備目的) | 総事業費(百万円)：1,452(他除外区間200) 事業量：L=5.8km、W=7.0m、9.5m 当該道路を整備することにより、粟国港、粟国漁港、浜・東・西の各集落、観光名所の筆ん崎、一般廃棄物最終処分場、美ら島あぐにクリーンセンター等、粟国島の南側半周を有機的に結び、交通の安全性・利便性の向上を図り、観光産業や農林水産業等を支援するものである。 役場等公共・公益施設の立地する西・東集落内を東西に結ぶ現道は最も交通量が多く、集落内の狭小道路をダンプトラック等の大型車両をはじめ多くの車両が通過しており、これらの通過交通の分散・迂回による交通安全・利便性の向上を図ることが重要である。 | | | |
| 1-2前再評価以降の計画変更 | ・粟国島の南側にある各集落、各公共・公益施設や観光名所の筆ん崎間を結ぶアクセス道路を早急に整備し、事業効果の早期発現を図る必要がある。そのため、事業区間の縮小等による選択と集中により整備を促進する。 ・用地取得に期間を要していることから、用地取得及び残工事に必要な期間として、事業期間を3年延伸する。 | | | |
| 2 再評価該当項目 | <input type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input checked="" type="checkbox"/> ③ その他(事業計画の変更) | | | |
| 3 再評価に至った主な要因 | <input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(事業計画の変更) | | | |
| (具体的理由) | 費用便益マニュアルの改定に伴い、現況交通量等の最新データに基づき費用対効果を確認したところ、当初計画(島内一周)では費用便益比(B/C)が1を下回ったため、事業区間の縮小等によりコスト縮減を図り、事業計画の見直しを行った。 | | | |
| 4 事業の進捗状況 | 項目 | 事業費(百万円) | 整備(km) | 用地取得(千㎡) |
| | 計画 | 1,452 | 5.82 | 33.5 |
| | 実施済 | 1,147 | 3.22 | 16.4 |
| | (H21.3時点)率 | 79% | 55% | 49% |
| 4-2前再評価以降の主な進捗 | 粟国村の協力により、用地買収が進展し、平成20年度までに島の西側筆ん崎付近約920mの道路改良工事が完了した。また、平成21年度は島の南側約500mが完了できる見込みである。 | | | |
| 5 事業効果の評価指標 | ① 走行時間短縮 | 1,743 | ① 事業費(税抜き) | 1,579 |
| | ② 走行経費低減 | 77 | ② 維持管理費 | 9 |
| | ③ 交通事故減少 | 0 | | |
| | (検討年50年) | 総便益 | 1,820 | 総費用 |
| (基準年H21) | 基準年換算(B) | 841 | 基準年換算(C) | 1,907 |
| (単位:百万円) | 費用便益比(B/C) = 841 / 1,907 = 0.4 (残事業 1.2) | | | |
| 6 事業を巡る状況の変化 | ① 社会・経済： 粟国島への観光客は、年間1.5万人前後で推移しているが、今後、粟国空港の滑走路拡張が計画されており、機材(航空機)の輸送能力が向上することから、観光客等の増加が期待される。その際、本道路の整備により、観光客等の交通利便性向上はもとより、地域住民の交通の安全性確保が期待できる。 ② 地元・自治体： 粟国村は早期完成を図るため積極的に用地交渉等に協力している。また、平成21年12月9日、粟国村から「県代行事業粟国村道一周線の事業に関する要望書」が提出されており、その中で事業継続を強く要望している。 ③ 利害関係者： 用地取得は未相続等で時間を要しているが、工事の施工を承諾する等、事業そのものには反対していない。未相続登記に係る権利者の確定のため、財産管理人制度の活用等を予定している。 | | | |
| 7 事業の必要性・効率性 | ① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 当該路線は、粟国村の生活基盤・産業振興・観光道路として重要な路線であり、過疎地域の活性化・自立促進を支援する道路として必要である。 また、西・東集落南側の残事業箇所は、島内で計画交通量(521台/日)が最も多い箇所であり、同集落内を通過する車両を分散・迂回させるバイパス効果があることから、粟国幼稚園、小・中学校をはじめ、集落内の交通安全の向上に寄与することが期待されている。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 当該計画道路は、粟国漁港、粟国港及び浜・東・西集落等、公共公益施設等を有機的に結ぶものであり、交通の安全性・利便性の向上を図り、生活基盤の充実や産業・観光振興に寄与する。集落内の現道は建物等が密集していることから、本事業計画で整備推進することが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 現在、島の東側2.3kmが整備完了し供用している。拡幅整備された区間においては、車両交通の安全性・利便性が確保され、漁港や長浜ビーチ等へのアクセス性が向上している。 | | | |
| 8 今後の対応・見直し | ① 事業計画等： 地元住民も早期完成を望んでいることから、残る用地取得を速やかに完了させ、予定の事業期間内での完了を目指す。 ② 対住民関係： 相続人未確定や戸籍不明については、任意交渉と並行して財産管理人制度に基づく取得の作業を予定している。 ③ 執行体制等： 用地取得に係る執行体制の強化を図るとともに、地元粟国村の協力を得ながら事業を推進する。 | | | |
| 9 対応方針 | <input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止 | | | |
| 10 その他 | ・街路樹を植栽する場合は、島の景観にマッチするような、小さな島での道路行政のモデルになる形を期待している。 ・景観を乱す擬木は使わないでほしい。道路周辺の公園計画でも必要最小限の設備とし、島の自然を主役に、工作物は隠すよう整備してほしい。 | | | |

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画